

# 社会福祉法人白鳥福社会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人白鳥福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事、評議員選任・解任委員会の外部委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、行政庁監査又は研修会(以下「会議等」という。)への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

(報酬の支給)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の後、速やかに支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費及び宿泊費を実費支給する。

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする

附則

この規程は平成29年6月10日(評議員会の議決目)から施行する。

改正は、令和2年6月27日(評議員会の議決日)から施行し、令和2年4月1日から適用する

別表1 役員等の報酬(第4条第4項関係)

役職名	業務の種類	目当
評議員	評議員会への出席、法人・施設業務のための会議等の出席	10,000円
理事	理事会等への出席、法人・施設業務のための会議等の出席	10,000円
監事	監事監査への出席、理事会、評議員会への出席 上記の他、法人・施設業務のための会議等の出席	10,000円

※日当10,000円は、源泉徴収後の額